

# 予土線サイクルトレイン利用促進事業委託業務 仕 様 書

## 1 事業目的

愛媛県南予地域（宇和島市、松野町、鬼北町）及び高知県西部地域（四万十市、四万十町）を運行している予土線サイクルトレインや、予土県境の観光スポット等に係る魅力について、メディア等を通じ広く発信する。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和4年2月末まで

## 3 事業費

1,240,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 4 委託業務

### （1）テレビ番組による予土線サイクルトレインの利用促進及び予土県境の観光のPR

#### ①テレビ番組用映像データの制作

春シーズンに向けてサイクリストを誘客できるよう、予土線サイクルトレインや予土県境の観光スポット等に係る魅力を引き出し、視聴者の来訪意欲の向上に資する内容とするほか、制作に当たっては、3密回避やコロナ禍におけるサイクリングマナーなどに留意すること。

なお、制作に係る取材は、現地レポート形式を基本とし、愛媛県南予地域（宇和島市、松野町、鬼北町）及び高知県西部地域（四万十市、四万十町）の全市町を映像に含めること。

#### ②放送回数、エリア及び時間

愛媛県・高知県それぞれの地域に存する放送局の通常または特別番組内で、1回（5分以上）放送することとし、春シーズンに向けたサイクリストの誘客に資するよう、適切な放送時期を提案すること。

#### ③放送時間帯

土・日・祝の日中や平日のゴールデンタイムなど、できる限り視聴率の高い時間帯とすること。（視聴者が限られる深夜早朝枠の放送は不可）

#### ④YouTube用動画の編集

テレビ番組用映像データについて、愛媛県及び高知県公式YouTubeアカウント等で配信できるよう、YouTube用に編集すること。

#### ⑤留意事項

- ・プロモーション効果を高めるため、著名人の起用を可とするが、それに伴う経費は全て委託料に含むほか、調整等の一切の手続きを本業務に含むものとする。また、YouTube用に編集した動画は、著名人の肖像権をはじめとするその他すべての権利に左右されることなく、未来永劫使用できるものとする。
- ・撮影場所や時間等を工夫することとし、必要となる調整及び撮影許可等の各

種手続きは、原則として受託者において行うこと。また、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費など）は全て委託料に含むものとする。

- ・メインとなりすぎない程度に、物産・食のカットも適宜取り入れるなど、工夫を凝らすこと。

- ・BGM用の音楽素材を適宜使用すること。基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

## （２）ポスター（B2判カラー）のデザイン・データ作成及び印刷・発送

### ①デザイン・データ作成

- ・予土線サイクルトレイン及び予土県境の観光スポット等に係る魅力をアピール又は連想させるデザインとすること。

- ・路線図や見所、愛媛県ホームページに存する予土線ページのURL（※）などを盛り込むこと。なお、制作後にデザインを変更しなくて済むよう、運行日やダイヤ、運賃表、定員などの基本情報については、盛り込まないこと。

※<https://www.pref.ehime.jp/h14600/3858/yodosenkonjoushiken2.html>

### ②印刷・発送

100枚（B2判カラー）印刷のうえ、予土県境地域連携実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する愛媛県・高知県内の施設等50箇所に対して発送を行うこと。

## 5 成果品の提出

### （１）提出物

#### ①実績報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、視聴率等に基づき、本業務全般を通じた広報の効果を記載するほか、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

- ・種類等：紙媒体（10部）、CD-R（2枚）

#### ②テレビ番組用映像データ

制作・放送したテレビ番組映像は、番組中のCMを除いたうえで、パソコンで再生・複製できるファイル形式（MP4等）に変換して、DVDにより実行委員会に納品すること。なお、番組が収録されたDVDは、実行委員会で複製し、取材協力者等に無料で配付する場合がありますので、承知すること。

- ・種類：DVD-R

- ・枚数：10枚

※必要に応じ、業務期間中に提出を求める場合あり

#### ③YouTube用動画データ

- ・種類：DVD-R

- ・枚数：10枚

※必要に応じ、業務期間中に提出を求める場合あり

#### ④ポスターの制作データ

- ・種類：CD-R
- ・枚数：10枚

※必要に応じ、業務期間中に提出を求める場合あり

#### (2) 提出先

予土県境地域連携実行委員会サイクルトレイン担当

(愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局

自転車新文化推進課サイクルツーリズム推進グループ)

なお、実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

#### (3) 提出期限

令和4年2月末

## 6 著作権等の取扱い

### (1) 著作権者

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、実行委員会に帰属する。

### (2) 権利関係の処理

- ①成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- ②受託者又は実行委員会が従前から所有していた映像等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- ④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、実行委員会と受託者で協議のうえ処理することとする。

## 7 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行するうえで、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

## 8 その他留意事項

- (1) 受託業務の推進に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、実行委員会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ実行委員会と協議のうえ処理するものとする。

(3) 事業実施に際しては、各地域における新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、国の動向や愛媛県及び高知県の全体方針も踏まえ、情報発信エリアの限定やタイミングの調整、さらには、業務執行中であっても発信を停止することも含めて、実行委員会において検討のうえ決定し、指示する場合がありますので、受託者は柔軟に対応すること。